特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名	
17	重度心身障害者の医療費助成に関する事務 基礎項目 評価書	

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

鴨川市は、重度心身障害者の医療費助成に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項 -

評価実施機関名

鴨川市長

公表日

令和1年6月28日

I 関連情報	
1. 特定個人情報ファイル	を取り扱う事務
①事務の名称	重度心身障害者の医療費助成に関する事務
②事務の概要	鴨川市重度心身障害者の医療費助成に関する条例(平成17年鴨川市条例第111号)及び鴨川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例(平成27年鴨川市条例第23号。以下「番号利用条例」という。)の規定に基づき、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①受給券の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査、その申請に対する応答又は受給券の交付に関する事務 ②受給券の更新に関する事務 ③支払った医療費等の助成の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ④受給券の交付の申請内容の変更に係る届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 ⑤その他医療費等の給付に関する事務
③システムの名称	① 福祉総合システム② 中間サーバー③ 団体内統合利用番号連携サーバー
2. 特定個人情報ファイル	名
①障害福祉ファイル、②団体内	内統合利用番号連携サーバ ー
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。 以下「番号法」という。)第9条第2項 番号利用条例第3条及び別表第1
4. 情報提供ネットワークシ	ノステムによる情報連携
①実施の有無	<選択肢> [実施する] 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	① 番号法第19条第14号 ② 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第十四号に 基づき同条第七号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則(平成27年特定個人情 報保護委員会規則第3号)
5. 評価実施機関における	担当部署
①部署	福祉課
②所属長の役職名	課長
6 他の評価実施機関	

6. 他の評価実施機関

_

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先 鴨川市総務課行政係 千葉県鴨川市横渚1450番地 04-7093-7829(直通)

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先 鴨川市福祉課障害福祉係 千葉県鴨川市八色887番地1 04-7093-7112(直通)

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1,000人以上1万人未満]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
いつ時点の計数か			28年3月24日 時点				
2. 取扱者数							
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か	平成	28年3月24日 時点				
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果 Lきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類								
[基礎2)又は3)を選択した評価実施	項目評価		重点項目評	価書又は全項	<選択肢>1) 基礎項目評価書2) 基礎項目評価書及び3) 基礎項目評価書及び目評価書において、リスク	全項目評価書		
されている。								
2. 特定個人情報の入手(作	青報提供	ネットワークシステ	ムを通じ	た入手を除く				
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
3. 特定個人情報の使用								
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [〇]委託しない								
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
5. 特定個人情報の提供・移転	な(委託や	情報提供ネットワー	クシステム	を通じた提供を]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
6. 情報提供ネットワークシ	ステムと	の接続		[]接網]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
7. 特定個人情報の保管・決	肖去							
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
8. 監査								
実施の有無	[0]	自己点検	[]	内部監査	[]外部監			
9. 従業者に対する教育・啓	発							
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]		<選択肢> 1) 特に力を入れて行って 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	ている		

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月30日	I -5 ②所属長の役職名	_	課長	事前	
	IV-1 提出する特定個人情報保護 評価書の種類	-	基礎項目評価書	事前	
令和1年6月30日	IV-2 目的外の入手が行われるリス クへの対策は十分か	_	十分である	事前	
令和1年6月30日	Ⅳ-3 目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	_	十分である	事前	
令和1年6月30日	Ⅳ-3 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	_	十分である	事前	
	IV-4 委託先における不正な使用等 のリスクへの対策は十分か	-	委託しない	事前	
	IV-5 不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	_	提供・移転しない	事前	
令和1年6月30日	IV-6 目的外の入手が行われるリス クへの対策は十分か	-	十分である	事前	
令和1年6月30日	IV-6 不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	-	十分である	事前	
令和1年6月30日	Ⅳ-7 特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	_	十分である	事前	
令和1年6月30日	IV-8 実施の有無	_	自己点検	事前	
令和1年6月30日	IV-9 従業者に対する教育・啓発	-	十分に行っている	事前	